

新潟県森林審議会に対する諮問の基準

最終改定 平成22年10月25日

新潟県森林審議会

諮問内容 地域森林計画の樹立・変更
諮問根拠 森林法第6条第3項

林地保全部会

ア 保安林の指定の解除

諮問内容 保安林の指定の解除に係る事業等が国又は地方公共団体以外の者により行われるもので、解除面積がおおむね1ヘクタール以上のもの。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りでない。
諮問根拠 森林法第26条の2第3項

イ 森林における開発行為の許可

諮問内容 森林法第10条の2第1項の許可をしようとする場合。ただし、次に該当するもの（知事が指定したものを除く）を除く。
(ア) 森林における開発面積が10ヘクタール以下のもの。
(イ) 既に審議会の答申を受けたものが変更される場合にあっては、その変更により増加する森林における開発面積が、5ヘクタール以下であるとき。ただし、答申を受けた面積の2割を超える場合を除く。
諮問根拠 森林法第10条の2第6項

ウ 木材製造高度化計画の同意

諮問内容 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第10条の5の同意をしようとする場合。
諮問根拠 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第10条の5

松くい虫被害対策部会

諮問内容 イ 知事が定める県防除実施基準に関する事項
ロ 知事が指定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に関する事項
ハ 知事が定める樹種転換促進指針に関する事項
ニ 知事が定める地区防除指針に関する事項
諮問根拠 イ 森林病虫害等防除法第7条の三の第3項
ロ 森林病虫害等防除法第7条の五の第2項
ハ 森林病虫害等防除法第7条の六の第3項
ニ 森林病虫害等防除法第7条の九の第3項